

特定教育・保育施設及び特定地域型保育 重要事項説明書兼同意書
(2号・3号認定に限る。)

① 施設名称	アカデミックひまわり											
② 設置者名	学校法人村田学園											
③ 園の方針・目指すもの	子どもの「未来」を想像し「いま」に向き合い、子ども一人ひとりが持つ“キラリ”を引き出す 生活とあそびの中で、「できた」「できない」といった結果として目に見えるもの以上に、子どもが興味・関心を抱いた「おもしろそう」「やってみたい」「なぜだろう」という想い（目に見えないもの）を尊重し、それに寄り添い、あそびを通した体験的な活動の中で、下記の“10の楽しさ”を経験する環境を整え、園が子どもの主体性を大切にする学びの場となるような保育を目指します。 <table><tr><td>①好きな友達・保育者という楽しさ</td><td>⑥全力をあげて活動する楽しさ</td></tr><tr><td>②共感する楽しさ</td><td>⑦できなかったことができるようになる楽しさ</td></tr><tr><td>③考え出し、工夫し、作り出す楽しさ</td><td>⑧よりよいものに会おう楽しさ</td></tr><tr><td>④知らなかったことを知る楽しさ</td><td>⑨人の役にたつ楽しさ</td></tr><tr><td>⑤したいことをする楽しさ</td><td>⑩存在を人に認められる楽しさ</td></tr></table>		①好きな友達・保育者という楽しさ	⑥全力をあげて活動する楽しさ	②共感する楽しさ	⑦できなかったことができるようになる楽しさ	③考え出し、工夫し、作り出す楽しさ	⑧よりよいものに会おう楽しさ	④知らなかったことを知る楽しさ	⑨人の役にたつ楽しさ	⑤したいことをする楽しさ	⑩存在を人に認められる楽しさ
	①好きな友達・保育者という楽しさ	⑥全力をあげて活動する楽しさ										
	②共感する楽しさ	⑦できなかったことができるようになる楽しさ										
	③考え出し、工夫し、作り出す楽しさ	⑧よりよいものに会おう楽しさ										
	④知らなかったことを知る楽しさ	⑨人の役にたつ楽しさ										
	⑤したいことをする楽しさ	⑩存在を人に認められる楽しさ										
④ 施設区分	特定教育・保育施設	幼保連携型認定こども園										
⑤ 開所時間の定め	月曜～金曜日	土曜日										
保育短時間	08:00～16:00	-										
保育標準時間	07:00～18:00	-										
延長保育（保育短時間）※有料	07:00～08:00 16:30～18:30	-										
延長保育（保育標準時間）※有料	18:00～18:30	-										
⑥ 施設休園日の定め	土曜日、日曜日、国民の祝日、お盆休み（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月4日）、3月31日、その他園長が判断した日等（異常気象により警報等が発令した日等）											
⑦ 保育料	3歳未満児については、東広島市（市町村）が定めた保育料による。（保育料は毎年9月に変更）年少～年長については、「幼児教育・保育の無償化」の実施により0円。											
⑧ 保育料と別に支払う費用	内容	料金・徴収時期・対象園児										
(1) 入園金	園舎・園庭の整備・充実に要する費用として	10,000円／入園時・進級時（年少～年長）										
(2) 教育・保育充実費	教育・保育内容の充実費として	1,500円／月額（年少～年長）										
(3) 主食代	3歳以上児の主食代として	3,000円／月額（年少～年長）										
(4) 副食代	3歳以上児の副食代として	4,500円／月額（年少～年長）										
(5) 卒園アルバム積立	卒園アルバムの積立費として	1,000円／月額（年長）										
(6) 卒園記念品代	卒園記念品代として	3,000円／年長時3月（年長）										
(7) 保育短時間延長保育料	①7:00～8:00の延長保育料として ②16:00～18:00の延長保育料として	50円／30分毎（全園児）										
(8) 延長保育料（標準時間・短時間認定）	18:00～18:30の延長保育料として	200円／日額（全園児）										
(9) 時間外延長保育料	18:30以降の延長保育料として	200円／5分毎（全園児）										
(10) 習い事教室月謝	課外教室の月謝として （硬筆・英語・ダンス・ピアノ）	～5,500円／月額（年中～年長）										
(11) その他実費分	その他費用として	実費分										

⑨ 保育料等徴収について	毎月 10 日（土日祝の場合は翌登園日）の引落		
	ゆうちょ銀行に口座の開設をお願いします。（支店はどちらでも可）		
⑩ 準備物について	内容		料金・徴収時期・対象園児
制服等一式（スモック等含む。）	制服・制帽・体操服等代として		～30,000 円／入園・進級時 （年齢により異なります。）
園生活に必要な用品	連絡帳等の保育用品		～16,000 円／入園・進級時 （年齢により異なります。）
⑪ 年間の主な行事			
行事	時期	行事	時期
入園式	4 月	クリスマス お餅つき	12 月
運動会	6 月	マラソン大会	1 月
夏まつり	7 月	保育発表会	2 月
作品展 遠足	10 月	卒園遠足（年長） 卒園式	3 月
その他，園外保育・保育参観・保護者懇談等		※行事については変更する場合あり	
⑫ その他注意事項			
入園申込前には必ず園を訪問して下さい。教育・保育方針等やお子様の状況等を確認させていただきます。（☎0823 - 82 - 6707 にご連絡下さい。）			
登園は 9 時 30 分までをお願いします。10 時 00 分よりクラス活動となります。			
熱が 37.5℃以上ある場合は，登園を控えて下さい。登園後に 37.5℃を超えた場合は，お迎えの連絡をさせていただきます。			
登園時に不調又は高熱が疑われる場合は，職員が検温を行います。登園前にご家庭で 機嫌の善し悪し，食欲の有無，発熱の有無排便の状態等，いつものお子様と様子が異なっていないかの確認と毎日の検温を欠かさずお願いします。			
医療行為となるため，原則として園では投薬は行いません。医療機関には通園していることをお伝え頂き，朝食後・夕食後の 1 日 2 回の処方ですむ（園での投薬が必要ないように）薬にして下さい。やむを得ず薬を持参される場合は，医療機関からの処方薬のみ投薬し，市販薬は投薬できません。			
麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等の学校保健法で指定の感染症にかかった場合は，登園停止期間を経過してから，医師に登園許可証を記入してもらい登園して下さい。			
保育中に容態の変化等があった場合は，あらかじめ指定された緊急連絡先へ連絡をするとともに，学校医又は主治医に連絡を取り，必要場合は医療機関に連れて行きます。			
教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報，秘密は，法令による場合を除くほか，保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。			
⑧の「保育料と別に支払う費用」は，年度ごとに変更又は追加する場合があります。			
園で知り得た情報を使用し，園内外での園関係者（保護者を含む。）に対する誹謗中傷，政治活動・宗教活動への勧誘または物品等の販売及びその他のいかなる営業活動も行わないで下さい。			
園内での許可のない文書の配布，回覧，掲示等を行わないで下さい。			
お子様又は保護者が園内外の関係器物等を破損させた場合は弁償（一部又は全額）をお願いします。			
正当な理由なく保育料等の滞納・遅延が続く場合，契約解除（退園処分）とする場合があります。			
令和 8 年 4 月からは新園舎での保育を開始します。（移転先：黒瀬檜原北二丁目 531 番 1 他）			

アカデミックひまわり 園長 様

以上の説明を受け，内容に同意いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名

⑥